

国総施環第141号  
平成19年11月2日

(社)日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省総合政策局  
建設施工企画課長



## CO<sub>2</sub>排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程の周知について

国土交通省では建設施工の環境対策として、騒音や有害排出ガスなど沿線環境への負荷を低減した建設機械を指定する制度を従前より運用し、直轄工事での積極的利用を図っているところですが、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）等の温室効果ガスの排出による地球温暖化についても、昨今とりわけ関心の高い環境問題となっており、平成17年に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」において、「低燃費型建設機械の普及促進」により2010年までに20万トンのCO<sub>2</sub>削減に取り組むこととしております。

その一環として、省エネモード機構をはじめとした特定の省エネルギー機構を搭載することで、CO<sub>2</sub>の排出低減が図られている建設機械の普及を目的として、国土交通省が認定したCO<sub>2</sub>排出低減建設機械を取得する際の融資制度（中小企業金融公庫もしくは国民生活金融公庫の環境対策資金）が開始されました。

また、融資制度の開始に合わせて、「CO<sub>2</sub>排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程」を別紙のとおり定めました。

つきましては、CO<sub>2</sub>排出低減建設機械の普及を図るため、貴会傘下会員に対する周知をお願いします。

# CO<sub>2</sub>排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程

## (目的)

第1 本規程は、土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業（以下「建設工事等」という。）の用に供される機械（以下「建設機械」という。）で、省エネルギー機構を装備することにより、燃料消費量の低減が図られ、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量が相当程度低減されたものの型式についての指定等（以下「型式指定」という。）に関して必要な事項を定めることにより、CO<sub>2</sub>排出低減に資する低燃費型建設機械の普及を促進し、もって建設施工において排出される二酸化炭素の低減を図るとともに、地球環境保全に寄与することを目的とする。

## (型式指定の取扱)

第2 本規程第1の省エネルギー機構を装備することにより、燃料消費量の低減が図られ、CO<sub>2</sub>排出量が相当程度低減されたものの型式指定については、本規程第3の型式認定をもって実施するものとする。

## (型式認定)

第3 総合政策局建設施工企画課長は、その型式が別表1に掲げる省エネルギー機構を搭載し、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の低減が図られている建設機械を、CO<sub>2</sub>排出低減建設機械として認定することができる。  
2 総合政策局建設施工企画課長は、CO<sub>2</sub>排出低減建設機械（以下「認定機械」という。）の認定（以下「型式認定」という。）を行ったときは、その旨を申請者に文書で通知するものとする。

## (認定の申請)

第4 建設機械の供給を業とする者で型式認定を受けようとする者は、総合政策局建設施工企画課長に、次に掲げる事項を記載した建設機械認定申請書（様式1）を提出しなければならない。  
(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
(2) 型式認定を受けようとする建設機械の機種、型式名称及び規格  
(3) 型式認定を受けようとする建設機械が、別表1に掲げる省エネルギー機構のうち搭載している機構  
2 前項の建設機械認定申請書には、型式認定を受けようとする建設機械の型式の写真（前方、左側方、右斜め後方の各1枚ずつ）、仕様書を添付するものとする。  
3 申請書に記載された省エネルギー機構が搭載されていることを仕様書で確認できない場合は、機構を搭載していることを示す資料を添付するものとする。  
4 その他総合政策局建設施工企画課長の求めに応じて、必要な書面を提出するものとする。

#### (型式認定をしない場合)

**第5** 総合政策局建設施工企画課長は、第4の1の申請があつた場合において、申請者が当該申請の日以前に型式認定を受けた建設機械の型式が第7の1に該当することにより型式認定を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しないとき、又はCO<sub>2</sub>排出低減建設機械認定申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があるときは、型式認定しないものとする。

2 総合政策局建設施工企画課長は、第4の1の申請があつた場合において型式認定をしないときは、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。

#### (総合政策局建設施工企画課長への届出等)

**第6** 型式認定を受けた者は、申請者の商号若しくは名称若しくは認定機械の名称を変更したときは、その日から六十日以内に総合政策局建設施工企画課長に記載事項変更届出書(様式2)を用いて届け出なければならない。

2 認定機械について、別表1に掲げる省エネルギー機構の有無に変更が生じた場合は、あらためて第4の規定による申請を行うものとする。

#### (型式認定の取消し)

**第7** 総合政策局建設施工企画課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、型式認定を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により型式認定を受けたとき。

(2) 認定機械が第3の1の省エネルギー機構を搭載しなくなったとき。

2 総合政策局建設施工企画課長は、前項の規定により型式認定を取り消したときは、理由を付してその旨を当該型式認定の申請者に文書で通知する。

#### (認定建設機械の報告)

**第8** 型式認定を受けたものは、認定機械に関し、毎年3月31日現在の累計販売台数、及び製造を中止した認定建設機械の認定番号とその年月日を、翌4月末日までに総合政策局建設施工企画課長へ報告するものとする。

#### (利用の促進)

**第9** 総合政策局建設施工企画課長は、CO<sub>2</sub>排出低減建設機械の利用の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

1 本規程は、平成19年11月2日から施行する。

別表1 省エネルギー機構

機種：バックホウ

定格出力：37 kW以上～75 kW未満

	機構	機能
◎	省エネモード	作業強度に応じて、エンジンの回転数を抑制する、もしくは作動部に供給される油圧を切換えることで燃料消費量を節約する機構を有すること
○	アイドリング制御	作動部の操作レバーの位置が中立であるときのエンジン回転をアイドル回転とする機構を有すること
○	可変容量型油圧ポンプ	作動部の負荷を検知して、油圧を調整できるポンプを有すること
○	油圧全馬力制御機構	作動部の作業状態に対応して変化する油圧ポンプの負荷を検知して当該油圧ポンプの合計馬力をエンジン馬力以内に制御する機構を有すること
○	多連弁機構	油圧ポンプから供給される油圧を複数の作動部の作業状態に対応して調整する機構
○	高圧対応油圧機器	油圧ポンプの圧力が20 MPa以上の油圧を供給できる油圧ポンプ

注1) 認定機械にあっては、上記機構のうち、◎印の機構を具備し、かつ○印の機構を4機構以上具備していること。

注2) 各省エネルギー機構が示す構造および機能については、別に定めるところによる。

注3) 第2次排出ガス対策型建設機械であること。

様式 1

C O 2 排出低減建設機械認定申請書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局

建設施工企画課長 殿

氏名又は名称

(代表者の氏名)

印

住 所

C O 2 排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程第 3 の 1 の規定に基づき、下記のとおり低燃費型建設機械の認定を申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の機種、型式名称及び規格

規	諸 元	
	機関出力	
格	質 量	

2. 規程別表 1 に掲げる省エネルギー機構

搭載している機構の名称	
1.	
2.	
3.	
4.	
5.	
6.	

3. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、FAX番号、メールアドレス）

様式 2

CO<sub>2</sub>排出低減建設機械認定申請書に係る記載事項変更届出書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局

建設施工企画課長 殿

氏名又は名称

(代表者の氏名)

印

住 所

CO<sub>2</sub>排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程第6の1の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請に係る建設機械の機種、型式名称

2. 認定番号

3. 変更事項および変更事由

4. 変更年月日

5. 問い合わせ先（所属、担当者、電話番号、FAX番号、メールアドレス）

6. その他必要な事項